

法では、女性も男性も性別に関係なく、自分の生き方を自由に選べる社会、対等な立場で暮らしている社会づくりをうたっており、現在、国や県においても、男女共同参画社会の形成のためのさまざまな施策がとられている。当町での審議会、委員会等においては女性の登用状況については、平成11年4月1日現在で、全体数33のうち、構成委員に女性が含まれているものは21で、全委員数54人中女性委員は128人、約23%に当たる。女性委員の登用については、国の機関で約18.3%、県では18.9%と聞いている。なお、県内の町村平均は約17%であり、当町は49町村の中で10番目ぐらいに位置しているものと思われる。②女性の活躍の場がさまざまな分野で広がっている状況でもあり、今後、町が委嘱する審議会や委員会等についてはできるだけ女性を登用し、女性の意見を十分反映できるような施策をしてまいりたい。

介護保険制度

問 ①介護保険制度に係る当町での申請及び認定作業の進捗状況は。②施設介護の定員数や訪問介護、あるいはデイサービスやショートステイ等基盤整備の状況は。③条例設置の準備状況

並びにその日程は。④保険料の徴収方法については、現在当町で行なっている集合税方式を改める考えはないのか。

答 ①山武郡内では、東金市を含む山武郡市全体で介護保険に係る介護認定審査を共同で処理することにしており、現在、約100名の審査員が20合議体に分かれながら、それぞれ審査に当たってもらっている。当町では、10月から準備のための介護認定申請を受け付けており、12月6日現在で87件の申請があった。このうち一人は入院のために取り下げられたが、他の案件については順調に審査が行われており、最終的にはこの審査結果をもとに、要介護認定が行われる予定である。②介護保険による給付には、居宅介護サービスと施設介護サービスとがあり、このうち居宅介護サービスについては、需要に対しておおむね供給可能と判断している。しかしながら、施設介護サービスについては、介護老人福祉施設、いわゆる現在の特別養護老人ホーム等が不足するのではないかと心配されており、今後、社会福祉法人や医療法人、また、民間事業者等との協議も行いながら、介護サービス参入を積極的に受入れるべく環境づくりを進めてまいりたいと考えている。③介護保険制度の柱は、法律や政令で定めら

れているが、部分的には保険者である市町村が、これを条例化することになっており、現在、介護保険事業計画作成委員会のご意見を承りながら、細部調整を図っているところである。今後は、2月に行なう庁内の法令審査会で最終的な協議を行い、3月の定例町議会に上程したいと考えている。④高齢者の保険料については、4月から9月までの半年間徴収せず、その分を

国が負担することであり、また、その後1年間は、新たな負担に慣れもらうため、半額に軽減されることになっている。2号被保険者については、来年4月から徴収することになるが、現在、当町で行なっている集合方式は、今後の税業務に問題があるので、国保税を分離することを検討し、関係機関と十分協議しながら改善を図ってまいりたい。



身体の不自由な方への入浴サービス

情報公開

問 情報公開については、行政情報を広く公開するために行われるものだが、公共事業における入札制度の透明性等を含め、当町におけるその準備状況について伺いたい。

答 先般もこの件に関してご質問をいただき、町としては、国の情報公開法の推移と郡内の未設置の町村の動向を見ながら、文書管理規程の見直しを進めるとともに、各課の職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、役場内の全ての文書を洗い出し、廃棄や保存の仕分けをしながら2001年に条例化できるよう努力すると答えた。現在は、これらの準備を進めているところであるが、膨大な事務量と予想以上に事務が複雑化していることから、来年度は更に事務体制を整え、2001年の公開に向けて努力していきたいと考えている。なお、公文書や公共事業の発注の透明性、設計価格や予定価格等については、行政情報として当然公表の義務があると考えている。しかしながら、中には守秘義務等に関する問題もあり、これらが相反しているもので、この条例の制定に当たっては、公開、非公開の判定基準を明確にしながら行なうてまいりたい。